

【令和5年4月1日制定】

神戸常盤大学 教育・学修データ利活用ポリシー

神戸常盤大学（以下「本学」という。）は、教育・学修データ利活用ポリシーとして、次のとおり【教育・学修データ利活用宣言】【教育・学修データ取扱7原則】【教育・学修データの利活用に関するガイドライン】を定める。

【教育・学修データ利活用宣言】

本学は、実学を重んじすぐれた専門的知識・技能を有する実践力あるスペシャリストを養成する高等教育機関として、日々の教育や学習に関するデータを安全な方法で取得・保持・分析し、教職員によるエビデンスに基づいた教育改善や、学生一人ひとりの多様な学びと成長を実現する学修支援等を図るとともに、データ利活用から得られた叢智を公開し、社会への貢献を果たすことを宣言します。

また、本学のアセスメント・プランに示す諸調査も本ポリシーの範囲内であり、調査で得たデータを学修者中心の教育実践に必要な【財産】として積極的に利活用することから、被調査者にも責任ある回答を求めます。

【教育・学修データ取扱7原則】

本学は、以下の原則に従い、個人情報保護法などの関係法令を遵守しプライバシーを尊重するとともに、教育・学修データを個人情報として取り扱い、その権利者の意向を最大限配慮して運用します。

- 1 利用目的を明示し、目的外には使用しません。
- 2 利用方法とその結果を明示します。
- 3 いつでもデータ利活用に関する同意を取り下げることができます。
- 4 個人情報保護法などの関連する法令を遵守します。
- 5 データの分析結果の公表については個人が決して特定されないようにします。
- 6 データに適切な安全管理措置を施します。
- 7 研究成果やデータの共有によって、社会に貢献します。

【教育・学修データの利活用に関するガイドライン】

(背景)

教育の情報化の進展に伴い、LMSやe-ポートフォリオ等に蓄積される教育・学修データを利活用し、教育・学修を支援する研究や機関としての特徴を分析するIR(インスティテューショナルリサーチ)が活発に行われている。しかしながら、個人情報を含む教育・学修データを適切に扱うための指針は存在せず、各機関において手探りで行われているのが現状である。したがって、教育・学修データの利活用を進めるためのガイドラインの策定が必要となっている。

(趣旨)

本学は、自機関の教育改善のみならず、我が国の高等教育、ひいては社会への貢献の

ため、関連法令の遵守のもと、教育・学修活動において本学が管理する情報システム等に蓄積された個人情報を含むデータ（以下「教育・学修データ」という。）を、有効に利活用するためのガイドラインを以下のように定める。

(目的)

教育・学修データは、その分析や可視化などにより教育・学修を支援するため用いられるものであり、これ以外の目的には利用しない。

(基本方針)

上記の目的を達成するために、本学は教育・学修データ利活用ポリシーを定め、それをウェブサイト等で公開するものとし、これによって学内の各組織間での様々な教育・学修データの利活用及びその研究利用や共有を推進する。

(教育・学修データの取得)

学生並びに教職員（以下「データ主体」という。）に、取得する目的ならびにデータ項目を明示し、かつ同意を得た後に教育・学修データの取得を行う。データ主体はいつでも同意を取り下げることができるものとし、取得するデータ項目に変更がある場合にはその旨を通知するものとする。

(データの項目)

アセスメント・プランに示す調査で得られたデータ、通常の正課内・準正課・正課外活動で収集または生成したデータ及び学内総合情報システム（キャンパスプラン）・学内 web サービス（ポータルシステム）・ Learning Management System（manaba）・クラウドサービス（Google Workspace、Microsoft365）・MyiD・学内 Wifi に蓄積されたデータとする。

(教育・学修データの管理)

取得した教育・学修データはすべて本学の個人情報保護に関する規程に定める「個人情報」であり、個人情報の保護に関する法律などの関係法令、個人情報保護に関する規程、プライバシーポリシー、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程など本学の関連規程に従い、適切に管理する。

(研究成果の公開)

教育・学修データを利活用して得られた知見等は、我が国の教育活動並びに社会に貢献するように公開する。なお、研究発表を行う場合は、関連する本学の研究倫理に関する諸規程に従うものとする。

(データ駆動（ドリブン）型の教育研究の推進)

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（令和3年6月3日 教育再生実行会議 第十二次提言）」を見据え、データ駆動（ドリブン）型の研究を推進するための仕組み（オプトアウト等）を構築する。

(その他)

本ガイドラインに定めるもののほか、教育・学修データの利活用に関し必要な事項は、本学の関連諸規程に従うものとする。

以上